第４節　留学派遣制度

❶ 日弁連海外ロースクール推薦留学制度

日弁連は、1997 年にニューヨーク大学（NYU・米）、1999 年にカリフォルニア大学バークレー校（UCB・米）、2007 年にイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校（UIUC・米）、2011 年にエセックス大学（英）、2014 年にシンガポール国立大学（NUS）との間で協定を結び、法の支配、司法アクセス、人権擁護、国際協力及び国際貢献といった公益的な活動に取り組んでいる弁護士を、客員研究員又は法学修士（LL.M.）コースの学生として各大学に推薦し、派遣している（客員研究員はシンガポール国立大学を除く各大学、法学修士（LL.M.）コースはイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校、エセックス大学及びシンガポール国立大学）。

❷ これまでの実績

本留学制度でこれまで派遣された会員は、2019 年度までで、累計 70 人となっている。

それぞれ、客員研究員又は法学修士（LL.M.）コースの学生という立場から、各校の教授・学生と交流し、日本の法的諸課題や弁護士の役割を紹介し、さらに自分の研究テーマについて発表する留学生活を送るとともに、帰国後は、委員会活動等を通じて、その成果を日弁連に還元している。

次の表は、2017 年度から 2019 年度までに派遣された会員の一覧である。

なお、2016 年以前の近年の派遣実績、その他募集要項等は日弁連ホームページ（HOME ＞国際関係情報＞留学・国際会議派遣・各種プログラム＞海外ロースクール推薦留学プログラム）を参照されたい。

資料3-4-4　海外ロースクール推薦留学制度による派遣実績

派遣年度	派遣先	所属弁護士会（派遣当時）	修習期	研究テーマ
2017	NYU	大　阪	新 62 期	アメリカにおけるヘイトスピーチ及びヘイトクライムに対処するための法制度およびその具体的運用
	UCB	東　京	新 62 期	行政庁からの情報開示と行政訴訟におけるディスカバリ
	UIUC（客員）	第二東京	新 61 期	妊娠中の労働者に対する法的保護
	エセックス（客員）	広　島	53 期	英国における女性に対する暴力根絶への取組およびジェンダーギャップ解消政策
2018	NYU	埼　玉	新 62 期	子どもの権利条約における「子どもの最善の利益」と社会的養護の適正化
	UCB	東　京	66 期	合理的配慮の概念が、アメリカにおいてどのように解釈・拡充されているか、特に刑事司法分野において障害のある被疑者・被告人への取扱いにいかなる要請があるか
	UCB	第一東京	新 64 期	シェアリングエコノミー（ウーバー、Airbnb 等）の発展に伴い増加する個人請負労働者を巡る問題点及びその権利擁護
	UIUC（客員）	第一東京	新 62 期	ビッグデータ・IoT・AI の普及した個人情報の利活用社会におけるプライバシー保護の在り方
	エセックス（LL.M.）	札　幌	66 期	日英の比較及び国際人権法から見た日本の共謀罪の問題点について
	NUS	愛知県	60 期	1. 国際仲裁、特にシンガポール国際仲裁センターの実務 2. ベトナムを含めた東南アジア諸国の比較法
2019	NYU	第二東京	新 64 期	表現の自由に対する規制と犯罪又は犯罪者の関係について
	UCB	第一東京	新 63 期	米国におけるインターネット上の権利侵害への法的対応の方法
	UCB	第二東京	新 63 期	弁護士とソーシャルワーカーの効果的かつ効率的な協働に関する事例研究―刑事及び高齢者・障がい者分野における公的事務所の実践を中心に―
	UIUC（客員）	静岡県	56 期	大規模不法行為における損害賠償制度の日米比較研究
	UIUC（LL.M.）	愛知県	65 期	コモン・ロー国における知的財産権に関する裁判制度について
	NUS	第二東京	67 期	1. 東南アジアの法律、特に準拠法として多く利用されるシンガポール法の理解 2. 紛争解決制度の理解 3. コンプライアンス制度を構築するための東南アジア各国の慣習・文化の理解

【注】記載内容は、2019 年 7 月時点のもの。